

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

東京圏からの県内就労促進と起業支援

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

奈良県並びに奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村

### 3 地域再生計画の区域

奈良県の全域

### 4 地域再生計画の目標

県内で投資・消費・雇用が好循環する経済となるような産業構造の改革に取り組み、県民全てが豊かに暮らせるよう地域力を高めていく。

本県は、大阪等への通勤圏内にあるという交通の利便性等から、県外で働く者が多く、平成27年度の国政調査では、県外就業率が28.8%で全国ワースト2位となっている。大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきた経緯があり、豊かな人材を県内経済への活力として活用できていない面がある。また、加速化する生産年齢人口の減少と企業業績の堅調な業績により、就業地別有効求人倍率が上昇を続けており、平成30年9月には1.75倍で全国値を上回る過去最高値を示し、近畿第1位の高さとなるなど企業の人手不足が深刻化している。こうした中で雇用の好循環を生み出すため、新たな人材確保に取り組んでいく必要がある。

人材確保の為の方策として、国・地方の人口・就業構造の課題として、地方から東京圏への若者を中心とした転出超過と地方の中小企業の人手不足が続いているが、本県においても、2017年度の東京圏への転出超過数が1,396人、都道府県別では東京都への転出超過数が899人で第1位となっていることから、交付金事

業の活用により東京圏からの県内企業への人材環流を促し、雇用の循環、人手不足解消に繋げていく。

また、本県の大半を占める中山間地域等では、若年層の都市部への人口流出が著しく、地域活性化やまちづくりの担い手が不足しており、過疎化に伴って公共交通機関の維持が困難になったり、地域や子育てや教育などのサービスが享受できないなど問題が深刻化している。

こうした状況において、地域への波及効果が期待される事業や地域社会が抱える課題の解決に資する事業（地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等）に対して起業を支援し、県内での地域活力の向上に繋げる。

#### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
本移住支援事業に基づく移住就業者数(人)	0	7	30
本移住支援事業に基づく移住起業家数(人)	0	3	10
本起業支援事業に基づく起業家数(人)	0	3	20
マッチングサイトに新たに掲載された求人数(人)	0	200	10

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	2024年度増加分 6年目	KPI増加分 の累計
30	30	30	30	157
10	10	10	10	53
20	20	20	20	103
10	10	10	10	250

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

#### ① 事業主体

2に同じ。

#### ② 事業の名称

- ・東京圏からの県内就労促進パッケージ事業
- ・起業家支援事業

#### ③ 事業の内容

若者を中心とした地方から東京圏からの転出超過が続く中、

①移住者の移住に伴う経済負担を軽減するための支援金の支給

②移住希望者と地方中小企業とのマッチング支援

③地域において社会的課題を解決する事業についての起業に関する事業資金の助成や伴走支援を行う取組

により、U I Jターンによる就業書の確保及び起業の創出を促進する。

#### 【移住支援金】

東京圏から移住し、奈良県内で就業する者（支援金対象者の要件を満たす者）等に対し、移住支援金（単身での移住の場合：60万円、世帯での移住の場合：100万円）を支給する。

#### 【マッチングサイトの改修】

県が職業紹介サイトとして設置している「ジョブならnet」に支援金給付対象求人を掲載するに当たり、求職者にとって検索しやすく、県内企業の魅力がより伝わるよう、検索機能、レイアウト変更等の改修を行う。

#### 【起業家支援事業】

地域への波及効果が期待される事業や地域社会が抱える課題の解決に資する事業（地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関

連、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等) について、起業支援を実施する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

**【官民協働】**

奈良県は、移住支援金の支給やマッチング支援を提供するために必要な仕組みを整備することで、奈良県で働きたい移住希望者と人手不足に悩む地域の中小企業等とのマッチングを促進し、県内就業率を高める。

県内中小企業は、マッチングサイトを活用した効果的な求人募集により、本県への移住希望者への魅力発信を行い、人材確保による地域産業の基礎を作る。

奈良県では、2018年4月に県が核となって「奈良県経営まるごと支援ネットワーク」を立ち上げた。このネットワークは、奈良県よろず支援拠点、市町村、金融機関、商工会議所、商工会の経済団体、弁護士会、中小企業診断士会等の士業団体等の関係機関を構成メンバーとしており、経営・創業・起業等も含めたあらゆる課題に対し、相互に連携・協働して支援する。

**【地域間連携】**

奈良県は県域全体を見渡す立場から、関係機関の意見を聞きながら、全体的なスキームの調整を行う。各市町村は個別の地域の事情をよく知る立場から、各市町村内での広報及び企業との連携を図る。

「奈良県経営まるごと支援ネットワーク」に参画している市町村と連携・協働し、潜在的起業者の発掘を市町村と連携して取り組むなど、県と市町村が一体となって重層的に支援することができる体制を構築する。

**【政策間連携】**

本事業は、東京圏から移住者を呼び込み人口の増加を図るだけでなく、人手不足に悩む中小企業への就業や、地域社会が抱える課題の解決に資する事業の起業を促進することで、雇用・消費・投資の好循環を生み出

し、地域力向上へと繋げていくものである。移住者は人手不足の解消、起業による地域課題の解決に貢献するだけでなく、地域の消費者として県内消費の拡大にも貢献するものであり、消費拡大に伴って県内企業において流通・サービス拡大や投資が進むことにより、新たな雇用創出、起業機会の拡大など更なる好循環が生まれる仕組みとしている。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

産官学金労言（産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア）をはじめとする、様々な分野の有識者が参画する会議において成果検証組織を設置し、事業完了後、PDCAサイクルに基づく効果検証を行い、改善につなげる。

毎年度、奈良県地方創生本部会議において検証結果を取りまとめ、「奈良県地方創生総合戦略」進捗検討有識者会議を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめ、本県ホームページで公表する。

【外部組織の参画者】

<効果検証体制>

「奈良県地方創生総合戦略」進捗検討有識者会議

<効果検証参画者>

○産業界

奈良経済産業協会専務理事、奈良交通(株)代表取締役社長

○関係行政機関

近畿経済産業局地域経済部長、奈良県農業政策顧問

○教育（研究）機関

関西福祉科学大学教授、奈良県立大学学長、京都大学大学院教授、

奈良県立大学教授、県立橿原考古学研究所所長

○金融機関

奈良県銀行協会専務理事

○労働団体

連合奈良会長

○メディア

奈良テレビ放送(株)代表取締役社長

○その他関連の有識者

山添村国保診療所元所長、県教育委員（元連合奈良会長）、県議会  
総務警察委員会委員長

【検証結果の公表の方法】

県ホームページで公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 450,629千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野について

国が「（別添1－2）起業支援事業について」の5.（1）②において示す支援事業の要件と同様。地域への波及効果が期待される事業や地域社会が抱える課題の解決に資する事業（地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等）。

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。